



第3章 現代の民主政治と政治参加の意義

1 日本国憲法の基本原理(p52~53)(資p108~111)

■日本国憲法の基本原理

(1 日本国憲法 )…1946年11月3日公布、1947年5月3日施行

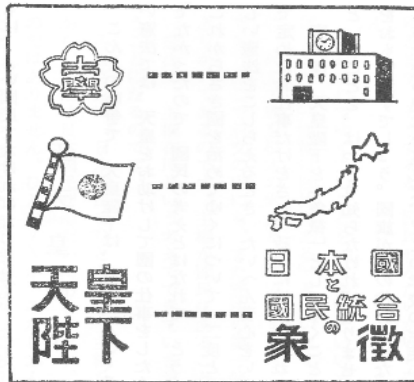
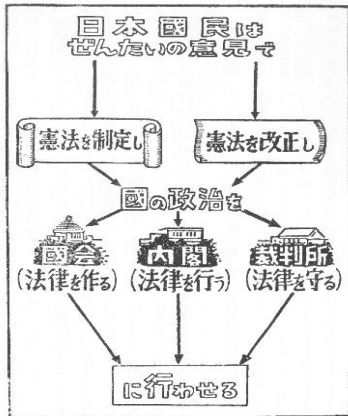
- 基本原理
- ①(2 国民主権 )+(3象徴天皇制)
  - ②(4 基本的人権の尊重 )
  - ③(5 平和主義 )=(6戦争の放棄)、(7戦力の不保持)、(8交戦権の否認)

考えてみよう/日本国憲法が、1946年11月3日公布、1947年5月3日施行、のように6カ月の期間をあけたのは、なぜか？

文部省が1947年に編集した、『あたらしい憲法の話』は中学校の教科書として使用された次のイラストは、日本国憲法の3つの基本原理のうち、何を説明しているか？

イラストA〔 国民主権 〕

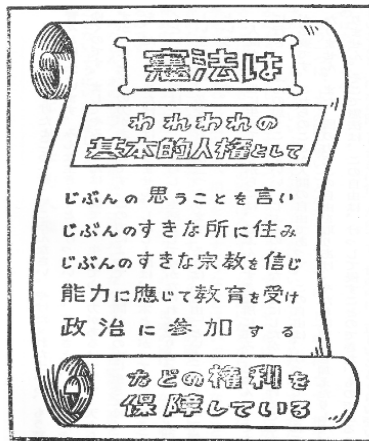
イラストB〔 象徴天皇制 〕



イラストC〔 国民主権 〕

イラストD〔 基本的人権 〕

イラストE〔 平和主義 〕



⇒p196<日本国憲法>

★国民主権

第1条「天皇は、日本国の(9象徴)であり日本国民統合の(10象徴)であって、この地位は、(11主権)の存する(12日本国民)の総意に基づく」

第2条「皇位は、(13世襲)のものであって…(14皇室典範)の定めるところにより…これを継承する」

第3条「天皇の(15国事)に関するすべての行為には、(16内閣)の(17助言と承認)を必要とし、(18内閣)がその責任を負う」

★基本的人権の尊重

第11条「国民は、すべての(19基本的人権)の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する(20基本的人権)は、侵すことのできない(21永久の権利)として、現在および将来の国民に与えられる。

第13条「すべて国民は、(22個人)として尊重される。(23生命)、(24自由)および(25幸福追求)に対する国民の権利については、(26公共の福祉)に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

★平和主義

第9条①「日本国民は、正義と秩序を基調とする(27国際平和)を誠実に希求し、国権の発動たる(28戦争)と(29武力)による威嚇または(30武力)の行使は … (31永久)にこれを(32放棄)する」

②「…陸海空軍その他の(33戦力)は…保持しない。国の(34交戦権)は…認めない」

※戦力不保持など徹底した戦争放棄を規定した憲法を持つ国として(35コスタリカ)がある

☆最高法規性

第98条①「この憲法は国の(36最高法規)であって…違反する法律…効力を有しない」

第99条「天皇…国務大臣、国会議員は…この憲法を(37尊重)する義務を負う」

☆憲法改正(第96条)

各議院の総議員の(38 3分の2 )以上の賛成で、国会が(39発議)し、国民の承認を経る

国民の承認には、(40国民投票)において、(41 過半数)の賛成を必要

憲法の改正には法律の改正よりも厳格な手続きが定められている…(42 硬性憲法 )

Q&A

Q①国民が政治に参加し、最終的に国民が決めるという考え方を何というか？

→A 国民主権

Q②日本国憲法では、天皇はどのような地位になったか？

→A 象徴

Q③天皇になるのはどのような人か？ <ヒント>憲法第2条

→A 天皇の子ども(現在・男性のみ)

Q④日本国憲法は改正されたことがあるか？

→A ( ある **ない** )

〔① 秋篠宮皇嗣 〕 〔② 天皇 〕

〔③ 上皇 〕 〔④ 上皇后 〕



即位後朝見の儀の天皇陛下のおことば(令和元年5月1日)

宮内庁HPより

日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより、ここに皇位を継承しました。  
この身に負った重責を思うと肅然たる思いがします。  
顧みれば、上皇陛下には御即位より、三十年以上の長きにわたり、世界の平和と国民の  
幸せを願われ、いかなる時も国民と苦楽を共にされながら、その強い御(み)心を御自身  
のお姿でお示しになりつつ、一つ一つのお務めに真摯に取り組んでこられました。上皇陛下が  
お示しになった象徴としてのお姿に心からの敬意と感謝を申し上げます。  
ここに、皇位を継承するに当たり、上皇陛下のこれまでの歩みに深く思いを致し、また、歴  
代の天皇のなさりようを心にとどめ、自己の研鑽(さん)に励むとともに、常に国民を思い、国  
民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果  
たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します。